

令和元年10月17日14時00分
資料配布 近畿地方整備局

改正品確法の運用指針の作成に向けて府県等と議論します。
～10/18(金)近畿ブロック発注者協議会幹事会を開催～

改正品確法の運用指針の作成に向けて、10月18日近畿ブロック発注者協議会幹事会を開催し、国、地方公共団体及び特殊法人等の53機関と議論します。

- ◆日 時: 令和元年10月18日(金)14:00～16:00
- ◆場 所: 大阪府中央区大手前1丁目5番44号
大阪合同庁舎第1号館 第1別館 2階大会議室
- ◆参画機関: 53機関
- ◆議事概要 ・改正品確法の運用指針案の説明
・運用指針案に対する議論

<参 考>

近畿ブロック発注者協議会は、国、地方公共団体及び特殊法人等、全ての公共工事の発注機関が発注者相互の円滑な連絡調整による連携の強化と情報共有を図り、公共工事の品質確保の推進に寄与することを目的として、平成20年11月13日に設立された組織です。

※報道取材について

会議の傍聴取材は可能です。
カメラ撮影は冒頭の挨拶までとさせていただきます。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

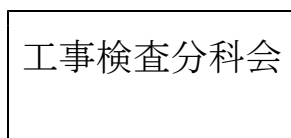
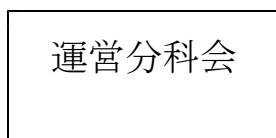
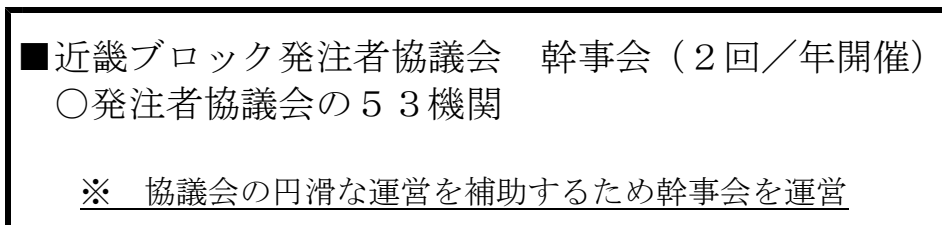
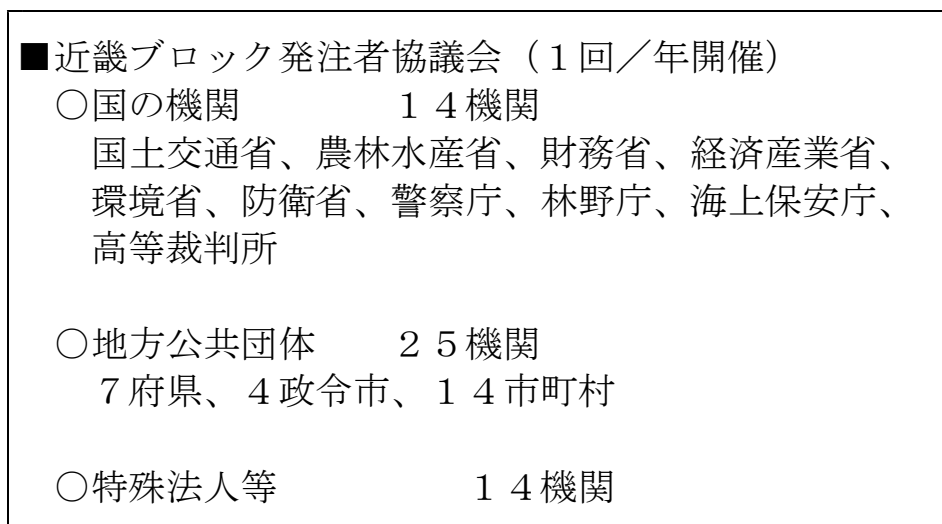
<問合せ先> 近畿地方整備局
企画部 技術管理課 課 長 こが としあき 古賀 聡明 (内線3311)
技術管理課 課長補佐 ちば たいぞう 千葉 泰三 (内線3158)
電話 06-6942-0207(直通)

近畿ブロック発注者協議会

(目的)

近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的に平成20年11月13日に設立。

(構成図)



幹事会議事（案）

- (1) 発注関係事務の運用に関する指針の改定について
- (2) 労働基準法第33条（除雪関係）改正について
- (3) 近畿ブロック発注者協議会の運営

近畿ブロック発注者協議会（第20回）幹事会

日 時：令和元年 10月18日（金） 14:00～16:00

場 所：大阪市中央区大手前1丁目5番44号
大阪合同庁舎第1号館 第1別館 2階大会議室



参画機関：

警察庁 近畿管区警察局
財務省 近畿財務局
財務省 大阪国税局
農林水産省 近畿農政局
農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局
経済産業省 近畿経済産業局
国土交通省 近畿地方整備局
国土交通省 近畿運輸局
国土交通省 大阪航空局
国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部
国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部
環境省 近畿地方環境事務所
防衛省 近畿中部防衛局
最高裁判所 大阪高等裁判所
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
京都市、大阪市、堺市、神戸市
福井市、池田町、東近江市、豊郷町、綾部市、井手町、松原市、忠岡町、
伊丹市、佐用町、奈良市、高取町、有田市、みなべ町
(独)水資源機構 関西・吉野川支社
西日本高速道路(株)関西支社
本州四国連絡高速道路(株)
阪神高速道路(株)
新関西国際空港(株)
(独)京都国立博物館
(独)奈良国立博物館
(独)京都国立近代美術館
(独)国立国際美術館
(独)奈良文化財研究所
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 大阪支社
(独)都市再生機構 西日本支社
(国研)日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証本部
日本下水道事業団 近畿総合事務所